

米軍北部訓練場の一部返還に伴う東村高江へのヘリコプター着陸帯(ヘリパッド)移設について、NPO法人などが米情報公開法(FOIA)に基づき、候補地選定過程や理由の文書などを請求したことに対し、

米軍、情報不開示

請求のNPO「日本許可せず」

高江へり着陸帯

パッドの建設・移設工事とヘリ運用に対する環境影響評価に関する文書一を請求。今年3月、キャンプ瑞慶覧から全面不開示の回答があった。

梅林氏は約7カ月にわたるやりとりで米軍から「日本政府の事前許可なしには公開できない」との説明があったことを明かし、「不開示理由の『外国政府』が日本政府であることは明らかだ」との見解を示した。「先進性を誇る米国の情報公開法が、日本の後進性に影響される可能性がある」と懸念を示した。

梅林氏は約7カ月にわたるやりとりで米軍から「日本政府の事前許可なしには公開できない」との説明があったことを明かし、「不開示理由の『外国政府』が日本政府であることは明らかだ」との見解を示した。「先進性を誇る米国の情報公開法が、日本の後進性に影響される可能性がある」と懸念を示した。

「情報の不開示法」で定められた「外国政府や国際組織の一定の機微な情報」にあたるとして、全面不開示を決定していたことが17日、分かっていた。(2面に関連) 情報公開法を使い在日米軍の動向を把握している梅林宏道氏と、同氏が主宰す

米軍北部訓練場の一部返還に伴う東村高江へのヘリコプター着陸帯(ヘリパッド)移設について、NPO法人などが米情報公開法(FOIA)に基づき、候補地選定過程や理由の文書などを請求したことに対し、在沖米海兵隊は文書公開が

米軍が非開示

NPO、法の形骸化懸念

「今後とも政府関与の恐れ」

「在日米軍司令部と日本政府との調整が必要で、二つの組織の事前許可なしに文書は公開できない(米海兵隊情報公開制度担当者)。日米特別行動委員会(SACO)合意に基づき、北部訓練場の過半返還の条件として、同訓練場南側6カ所にヘリパッドを移設する計画が決まっている。だが、明らかになっていない場所選定の理由や経過について、米情報公開法(FOIA)を利用した請求は「全面不開示」。請求者は情報公開法の形骸化を懸念する。(一面参照)

請求者は5月15日、米軍に対し「関連文書のタイトルや目次、事実情報などを少なくとも開示すべきだ」と異議申し立てを行った。また防衛省に対しても米軍に求めたのと同様の文

書を情報公開で請求した。FOIAを20年間利用しているというNPO法人「レイスデポ」特別顧問の梅林宏道氏は「請求文書は作戦にかかわるものでなく、手続きや環境評価に関

するもので全面不開示は考えられない」との見解を示す。昨年8月行われた請求に対し、海兵隊担当者は同9月「日本政府を含む他の政府機関との協議が必要だ」

との認識を示した。

10月には「さまざまな組織から文書を集め、公開できるか審査する。請求に関連する文書は極めて多数集まっており、われわれは今後も諸機関から関連文書が届くのを待っている」と回答が遅れている理由を述べ、その上で「在日米軍と

日本政府の事前許可なしに文書は公開できない」とくきを刺していた。

米軍が今年5月、全面不開示の根拠とした「情報の不開示法」は「外国政府や国際組織の一定の機微な情報」の公開を控えることができるという。

梅林氏は同法の開示免除

にあたる条件として、「(外国政府が)書面で情報の非公開を要求している」という項目に着目。「日本政府の要求が非開示決定につながった初めてのケースで異常だ。今後とも日本政府が関与して米情報公開法で米情報が情報を出さなくなるのではないか」と危惧した。